

重要事項説明書

あなた（利用者）に対する指定居宅介護支援の提供開始にあたり、川崎市条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次の通りです。

1. 事業所（法人）の概要

事業所（法人）の名称	有限会社 真謝
主たる事務所の所在地	〒215-0015 川崎市麻生区向原 3丁目 11-6
代表者（職名・氏名）	代表取締役 真謝 清美
設立年月日	平成 14 年 4 月 1 日
電話番号	044-712-0680

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	ケア工房・真謝	
サービスの種類	訪問看護・介護予防訪問看護	
事業所の所在地	〒215-0017 川崎市麻生区王禅寺西 1 丁目 44-1-第二芙蓉ビル 102号	
電話番号	044-969-5831	
指定年月日・事業所番号	平成 14 年 6 月 1 日	1465690060
管理者氏名	小嶺 美絵	
通常の事業の実施地域	麻生区、多摩区、宮前区、横浜市青葉区の一部	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問看護（又は介護予防訪問看護）は、病状が安定期にある利用者について、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「訪問看護職員」といいます）があなたのお宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行うことにより、あなたの療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るサービスです。

5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで。 但し、国民の休日（振替休日を含む）及び年末年始（12月30日から1月3日）を除きます
営業時間	午前9時から午後4時30分まで。 但し、あなたの希望に応じて、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務形態・人数	従業者の職種	勤務形態・人数
看護師	常勤 6 人 非常勤 4 人	理学療法士	常勤 0 人 非常勤 0 人
保健師	常勤 0 人 非常勤 0 人		

7. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供は主担当者と補佐の看護師が複数名で担当します。管理者は下記のとおりです。担当職員の交代を希望する場合は、できる限り対応しますので、管理者までご連絡ください。サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、なんでもお申し付けください。

管理責任者の氏名 管理者 小嶺 美絵

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりです。あなたがお支払いいただく「利用者負担金」は負担割合証に記載の基本利用料の割合に応じた利用料となります。ただし、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問看護（介護予防訪問看護）の利用料

【基本部分】〈保健師、看護師が行う訪問看護〉

1回あたりの所要時間	訪問看護利用料 *(注1)(注2)参照	利用者負担金 (1割の場合)	予防 訪問看護利用料 *(注1)(注2)参照	利用者負担金 (1割の場合)
20分未満	3,491円	350円	3,369円	337円
20分以上30分未満	5,237円	524円	5,015円	502円
30分以上1時間未満	9,151円	916円	8,829円	883円
1時間以上1時間30分未満	12,543円	1,255円	12,120円	1,212円
定期巡回 訪問看護 (月額)	要介護 1~4	32,926円	3,293円	
	要介護5	41,822円	4,183円	

※利用者負担割合は個々に「介護保険負担割合証」が行政より発行されておりますのでご確認ください。
(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらの基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支払限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額を負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】以下の要件を満たす場合、上記の基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割の場合)
初回加算	(I) 病院等から退院する当日に新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,892円	390円
	(II) 新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,336円	334円
夜間・早朝・深夜加算	夜間(18時~22時)又は早朝(6時~8時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の25%	
	深夜(22時~翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本利用料の50%	
複数名訪問加算	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,824円	283円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,470円	447円
	看護師と補助者が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行う場合(1回につき)	2,235円	224円
	看護師と補助者が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行う場合(1回につき)	3,525円	353円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,336円	334円
口腔連携強化加算	口腔の健康状態の評価を行い、その情報を歯科医療機関及び担当する介護支援専門員に対し提供した場合(月1回程度)	556円	56円
看護体制強化加算	在宅における医療ニーズへの対応を強化する観点から充実したサービス提供体制の事業所を評価するもの(1月につき)	(I)6,116円	612円
		(II)2,224円	223円
		(予防)1,112円	112円
緊急時訪問看護加算	利用者又はその家族等からの看護に対する相談に常時対応できる体制を整え、看護業務の負担軽減に寄与する十分な業務管理等の体制整備が行われている場合(1月につき) ※別途契約が必要	6,672円	668円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理管が(常に身体に繋がっている状態等)を必要とする利用者に対し、管理を行った場合(1月につき)	5,560円	556円
特別管理加算Ⅱ	特別な管理(酸素や点滴など)を必要とする利用者に対し、管理を行った場合(1月につき)	2,780円	278円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	27,800円	2,780円

サービス提供体制強化加算	当該月の体制・人材要件を満たす場合（1回につき）	(I) 66 円	7 円
		(II) 33 円	4 円
	定期巡回訪問看護をご利用の場合（1月につき）	556 円	56 円

※法令の改定があった場合はそれに従います。

【減算等】

減算の種類	減算の要件	減算額
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生、再発防止に向けた措置が講じられていない場合	上記基本部分の1%

【自費】介護保険給付とならない場合の利用料

自費の種類		料金
<ul style="list-style-type: none"> 死亡診断後のサービス 特別管理加算対象者でない場合の90分を超えるサービス 	日中（8時～18時）	4,000円/30分毎
	早朝（6時～8時）	5,000円/30分毎
	夜間（18時～22時）	5,000円/30分毎
	深夜（22時～翌朝6時）	6,000円/30分毎
ご遺体のケア料（エンゼルケア）		10,000円
ご遺体のお化粧（エンゼルメイク）※ご希望により		5,000円
その他オプションサービス（ご相談により様々な付き添い等）		10,000円/1時間
駐車場が無く有料駐車場を利用しないと訪問できない場合		実費

(2) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合、以下のとおりキャンセル料を頂きます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前営業日の午後5時まで	キャンセル料は頂きません
利用予定日の前営業日の午後5時以降～当日	基本利用料の100%

(3) 支払方法

上記(1)から(2)までの利用料（利用者負担分の金額）は、1か月ごとにまとめて請求しますので、いずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、翌月20日前後に差し上げます。

支払方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直後の平日）に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振込	サービスを利用した月の翌月の27日（祝休日の場合は直後の平日）までに、事業者が指定する下記の口座にお振込みください。 三井住友銀行 新百合ヶ丘支店 普通口座 1431692 ユウゲンガイシヤマジヤ
現金払い	サービスを利用した月の翌月の27日（休業日の場合は直後の営業日）までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記の主治医へ連絡を行い、指示を求めるなど必要な措置を講じます。

あなたの主治医	医療機関の名称	_____
	氏名	_____
	所在地	_____
	電話番号	_____
緊急連絡先（家族等）	氏名（利用者との続柄）	_____（_____）
	電話番号	_____

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかにあなたの家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等への連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号：044-969-5831 担当者：小嶺美絵（看護）櫻井弘美（介護） 面接場所：当事業所の相談室
---------	---

(2) 上記に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることが出来ます。

苦情相談受付機関	電話番号
神奈川県国民健康保険団体連合会	045-329-3447
川崎市麻生区 高齢者支援課	044-965-5148
多摩区 高齢者支援課	044-935-3266
宮前区 高齢者支援課	044-956-3242
横浜市青葉区 高齢者支援課	045-978-2449
各地域包括支援センター	あなたのお住まいの地域包括支援センターへ

12. サービスに当たっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意頂きたいことは、以下のとおりです。

- サービス提供の際、訪問看護員は次の業務を行うことが出来ませんので、あらかじめご了解ください。
 - 各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い。
- 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- 体調や容体の変化などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、あなたへのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 川崎市麻生区向原 3丁目 11-6
事業者（法人）名 有限会社 真謝
代表者職・氏名 代表取締役 真謝 清美 (印)
説明者職・氏名 管理者 小嶺 美絵

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意し交付を受けました。
また、この文書が契約書の別紙（一部）となることについても同意します。

利用者 〒
住所 _____
電話番号 _____
氏名 _____

署名代行者（又は法定代理人）

〒
住所 _____
氏名 _____ (続柄 _____)

立会人 〒
住所 _____
氏名 _____ (続柄 _____)